

上天草市業務分析等支援委託業務受託候補者選定審査会設置要領

(設置)

第1条 上天草市業務分析等支援委託業務の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公平に決定するため、上天草市業務分析等支援委託業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案書等の審査に関すること。
- (2) 受託候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会に会長を置き、企画政策部長をもって充てる。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

4 審査会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 企画政策部長
- (2) 総務課長
- (3) 行革デジタル戦略課長
- (4) 福祉課長
- (5) 税務課長

(審査方法)

第4条 受託候補者の選定は、審査会において審査し、合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。

ただし、最も合計点が高い提案事業者であっても、各審査員の合計点が最低基準点である60点に審査員数を乗じた得点以上の得点を得られなかった場合は、受託候補者として選定は行わないこととする。

また、企画提案書の提出が1者の場合においても、審査を行い、各審査員の合計点が最低基準点60点に審査員数を乗じた得点以上の得点を得た場合には、その者を受託候補者として選定する。

2 審査における審査項目は、上天草市業務分析等支援委託業務公募型プロポ

一ザル実施要領評価基準のとおりとし、審査項目に基づき総合的に評価を行う。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じ会長が招集し、当該会議の議長となる。

2 会議は、当該委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した当該委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、当該議長の決するところによる。

4 当該議長は、必要があると認めるときは、当該委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画政策部行革デジタル戦略課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年12月19日から施行し、令和6年3月15日をもってその効力を失う。